

富士市多世代同居・近居支援奨励金交付要綱

（令和3年3月31日）
（告示第40号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子育て世代の負担軽減及び高齢者の安全・安心な暮らしの確保を図るため、多世代同居・近居を行うための住宅の取得又は改修工事を行った者に対する奨励金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同居 市内に存する同一の住宅に居住することをいう。
- (2) 近居 それぞれ市内に存する住宅で、その距離が直線で1キロメートル以内又は同一の小学校の通学区域である住宅に居住することをいう。
- (3) 多世代同居・近居 中学校就学前の子を養育している者及びその親が新たに同居をし、若しくは近居をすること、又は満65歳以上の者及びその子若しくは孫が新たに同居をし、若しくは近居をすることをいう。
- (4) 災害リスクの高い区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域、同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域、又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、多世代同居・近居をすることを目的として自らが居住する住宅の取得又は改修工事を行う者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 多世代同居・近居をするために取得し、又は改修工事を行った住宅（近居の場合にあっては、当該住宅以外の市内に存する住宅を含む。）に多世代同居・近居の開始時に居住する世帯員が10年以上居住する意思を有すること。
- (2) 多世代同居・近居をする世帯の世帯員全員（以下「世帯員等」という。）が本市に納付すべき市税を滞納していないこと。

- (3) 賃借人にとっては、建物の所有者から改修工事を行うことの承諾を得ていること。
- (4) 取得又は改修工事を行う住宅の敷地が災害リスクの高い区域以外の区域にあること。
- (5) 第7条第1項の住宅取得等計画書の提出の日において、同居又は近居のいずれもしていないこと。

(交付対象住宅)

第4条 交付の対象となる住宅は、居住用部分の床面積が50平方メートルを超えるものであって、建築基準法その他の法令に違反しないもの（以下「対象住宅」という。）とする。

(交付対象経費)

第5条 奨励金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、多世代同居・近居に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 対象住宅の新築又は購入に係る費用
- (2) 対象住宅の改修に係る費用

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、前条の交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

(住宅取得等計画書の提出等)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、対象住宅の新築、購入又は改修に係る契約の締結前に、住宅取得等計画書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員等の戸籍の附票及び全部事項証明書
- (2) 対象住宅の付近見取図、各階平面図及び工事の内容がわかる図面
- (3) 見積書その他の対象住宅の取得価格又は改修工事費が分かる書類の写し
- (4) 対象住宅の工事着工前の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により住宅取得等計画書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となるものであると認めたときは、当該住宅取得等計画（以下「計画」という。）を承認し、住宅取得等計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 計画の承認を受けた者は、計画を変更しようとするときは、あらかじめ住宅取得等変更計画書（第3号様式）に前条第1項各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて、市長に提出しな

ければならない。

2 市長は、前項の規定により計画の変更を承認したときは、住宅取得等変更計画承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（計画の承認の取消し）

第9条 市長は、計画の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該計画の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (2) 承認を受けた計画の内容と異なる住宅の工事又は購入契約を行ったとき。
- (3) 承認を受けた計画を取りやめる旨の届出をしたとき。

2 市長は、前項の規定により計画の承認を取り消したときは、住宅取得等計画承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第10条 計画の承認を受けた者は、多世代同居・近居を開始した日から起算して30日を経過した日又は多世代同居・近居を開始した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに富士市多世代同居・近居支援奨励金交付申請書兼実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員等の住民票の写し
- (2) 領収書等その他の住宅の取得価格又は改修工事費が分かる書類の写し
- (3) 工事完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、奨励金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、富士市多世代同居・近居支援奨励金交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第12条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- (2) 取得し、又は改修した住宅が承認を受けた計画の内容と異なっていたとき。

(3) 多世代同居・近居を開始した日から10年を経過する日前に、取得し、若しくは改修した住宅から転居したとき、又は多世代同居・近居が解消されたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、富士市多世代同居・近居支援奨励金交付取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第2項の規定により承認を受けた計画に係る奨励金については、この要綱は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年5月25日告示第105号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年10月26日告示第166号）

この要綱は、公示の日から施行する。